

令和2（2020）年度

新規採用養護教諭研修

年間研修計画

栃木県教育委員会

目 次

新規採用養護教諭研修実施要項	1
1 年間研修計画作成の方針	3
2 対象教員	3
3 研修実施期間	3
4 研修の内容	3
5 総合教育センター等における研修	
(1) 趣旨	4
(2) 研修の日程・内容等	4
6 校内研修	
(1) 趣旨	8
(2) 校内研修の日数・実施時期	8
(3) 研修内容等	8
(4) 新規採用養護教諭研修年間指導計画書・報告書記入上の留意点	9
(5) 年間指導計画書・年間指導報告書の様式	9
(6) 年間指導計画書・年間指導報告書の提出について	10
(7) 新規採用養護教諭研修の運営について	10

新規採用養護教諭研修実施要項

栃 木 県 教 育 委 員 会
平成10年1月23日 決 定
平成21年2月16日 改 正
平成23年3月 9日 改 正
平成30年3月 5日 改 正
令和2(2020)年1月28日 改 正

1 目 的

新規採用養護教諭研修は、養護教諭の基礎的及び専門的知識・技能の向上を図るため、養護全般に関する基礎的研修及び専門研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うことを目的とする。

2 研修の実施者

栃木県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）

3 研修の対象者

当該年度に採用された新規採用養護教諭（勤務年数が1年を有しない養護教諭も含む。ただし、養護教諭としての職務経験を1年以上有する者及び臨時的に採用された者は除く。）

4 研修の内容

- | | | |
|--|------------------|-----|
| (1) 総合教育センター等における研修 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 14日 |
| ① 小学校、中学校及び義務教育学校 | | |
| ア 総合教育センター研修 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 13日 |
| イ 教育事務所研修 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1日 |
| ② 県立学校 | | |
| 総合教育センター研修 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 14日 |
| (2) 校内において指導者（非常勤職員を含む。以下同じ。）を中心とする指導及び助言による研修 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 15日 |

5 年間研修計画

- (1) 県教育委員会は、新規採用養護教諭研修に係る全体の年間研修計画（以下「年間研修計画」という。）を作成するものとする。
- (2) 年間研修計画においては、研修期間に関する事項、校内研修、校外研修の内容及び実施時期、その他必要な事項を定めるものとする。
- (3) 市町村教育委員会は、県教育委員会が作成する研修計画に基づき、地域の実情に配慮して、当該市町村における研修計画を作成するものとする。

6 研修実施期間

4月から翌年3月までの1年間。ただし、校内研修は、4月から12月までの9月間。

7 年間指導計画

- (1) 校長は、県教育委員会又は市町村教育委員会が作成する研修計画に基づき、当該学校の実情に配慮し、学校内における研修計画（以下「年間指導計画」という。）を作成するものとする。
- (2) 年間指導計画においては、校外研修との関連に配慮して、校内研修の項目及び時期その他必要な事項を定めるものとする。

8 校内体制の整備

- (1) 校長は、新規採用養護教諭が校外における研修を受ける間、その職務が指導者又は必要に応じ

て指導者以外の教員によって適切に行われるよう校内体制を整備し、業務に支障が生じないように配慮する。

- (2) 校長、教頭、保健主事、保健体育主事等は、年間指導計画に従い、研修項目に応じて、新規採用養護教諭の指導等を行い、新規採用養護教諭がその職務を遂行するに当たって必要な事項が修得されるよう配慮する。

9 校内研修

(1) 指導者

① 小学校、中学校及び義務教育学校

原則として養護教諭の退職者（定年退職者のみでなく中途退職者を含む。）で、指導者としての資質を有する者。ただし、新規採用養護教諭が所属する学校が複数配置校にあっては、その学校において養護教諭の資格を有している者で、指導者としての資質を有する者。

② 県立学校

近隣の県立学校の養護教諭で、指導者としての資質を有する者。ただし、新規採用養護教諭が所属する学校が複数配置校にあっては、その学校において養護教諭の資格を有している者で、指導者としての資質を有する者。

(2) 研修会場

① 小学校、中学校及び義務教育学校

新規採用養護教諭が所属する学校

② 県立学校

主として指導者が所属する学校とするが、新規採用養護教諭が所属する学校においても実施できるものとする。ただし、複数配置校にあっては、その学校において実施するものとする。

(3) 研修内容

研修実施計画に従い、新規採用養護教諭に対して実務上必要な事項について指導及び助言を行うとともに、新規採用養護教諭の職務に関する種々の相談に応じる。

10 校長等連絡協議会

県教育委員会は、新規採用養護教諭研修を円滑かつ効果的に実施するため、校長及び指導者の連絡協議会を開催するものとする。

11 年間指導計画書及び指導報告書

- (1) 校長は、当該学校における年間指導計画書及び指導報告書を当該学校を所管する教育委員会に提出する。
- (2) 市町村教育委員会は、当該市町村における年間指導計画書及び指導報告書を県教育委員会に提出するものとする。この場合、市町村教育委員会は、(1)の年間指導計画書及び指導報告書を添付するものとする。

12 適用

- (1) この要項は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。
- (2) この要項は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。
- (3) この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。
- (4) この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。
- (5) この要項は、令和 2（2020）年 4 月 1 日から実施する。

1 年間研修計画作成の方針

新規採用養護教諭研修は、新規採用養護教諭に対し、現職教育の一環として実施するものである。本県の教育施策や本県のおかれている実情等を考慮しながら、養護教諭の基礎的及び専門的知識・技能の向上を図るため、研修内容の選択、研修方法の工夫をして年間研修計画を作成する。

2 対象教員

令和2（2020）年度に採用された新規採用養護教諭（勤務年数が1年を有しない養護教諭も含む。ただし、養護教諭としての職務経験を1年以上有する者及び臨時的に採用された者は除く。）

3 研修実施期間

令和2（2020）年4月から令和3（2021）年3月までの1年間。
ただし、校内研修は、4月から12月までの9か月間。

4 研修の内容

(1) 総合教育センター等における研修	14日
＜小学校、中学校及び義務教育学校＞	
ア 総合教育センター研修	13日
イ 教育事務所研修（初任者研修と合同）	1日
＜高等学校、特別支援学校＞	
総合教育センター研修	14日
(2) 指導教員（非常勤養護助教諭等）を中心とする校内研修	15日

5 総合教育センター等における研修

(1) 趣 旨

総合教育センター等における研修は、主として、教員としての心構え、公務員としての服務、養護教諭の執務、健康診断、保健管理と指導、疾病の予防と管理、救急処置、児童生徒理解、児童・生徒指導、教育相談等に関する内容、一般教養に関する内容について、講義、研究協議、演習、保健室参観等を通じて理解を深めるものとする。また、宿泊研修を行うものとする。

(2) 研修の日程・内容等

ア 小学校、中学校及び義務教育学校

区分	期日	研 修 内 容	講師・助言者等/会場
第1日	4/3 (金)	講話 「教職員への期待」 「教職員の服務」 「児童・生徒指導の在り方」 「人権教育の実践」 説明 「栃木県教育振興基本計画 2020 －教育ビジョンとちぎ－」 「新規採用養護教諭研修について」	県教委教育次長 総務課職員 学校安全課職員 義務教育課職員 総合教育センター職員 ----- 会場：栃木県教育会館
第2日	4/23 (木)	講話 「学校保健行政と養護教諭」 「危機管理1～感染症の予防と対応～」 「健康診断と学校における疾病管理」 「学校組織マネジメント1～保健室経営～」 説明 「課題研究の進め方」	学校安全課職員 総合教育センター職員 ----- 会場：総合教育センター
第3日	5/15 (金)	講話 「健康観察及び健康相談、保健指導について」 「性に関する指導及び薬物乱用防止教育について」 講話・実習・研究協議 「危機管理2～救急処置～」	学校安全課職員 消防署職員 総合教育センター職員 ----- 会場：総合教育センター
第4日	6/4 (木)	研究協議 「課題研究計画の検討」 講話 「学校環境衛生活動の進め方」 「危機管理3～学校における安全教育の充実～」	小・中学校教員 学校安全課職員 総合教育センター職員 ----- 会場：総合教育センター
第5日	別途 6月 計画	《教育事務所研修》 「先輩が行う授業の参観」 (教育事務所の別途計画)	小・中学校教員 市町教委職員 教育事務所職員 ----- 会場：教育事務所の指定する会場
第6日	7/9 (木)	講話 「防災教育の理解」 「児童生徒の注意すべき疾病異常の管理と指導 －歯科－」 研究協議 「学校における安全管理」 「歯科保健の管理と指導の工夫」	医療関係者 関係団体職員 総合教育センター職員 ----- 会場：総合教育センター
第7日	8/17 (月)	講話 「児童虐待について」 「日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について」 研究協議 「定期健康診断の実践」 「私の保健室経営」	児童相談所職員 日本スポーツ振興センター職員 総合教育センター職員 ----- 会場：総合教育センター

区分	期日	研修内容	講師・助言者等/会場
第8日	8/24 (月)	講話 「業務を効率的に行うために～働き方改革を踏まえて～」 講話・研究協議 「危機管理」 演習・研究協議 「危機管理4～学校における救急処置と養護教諭～」	総合教育センター職員 ----- 会場：総合教育センター
第9日	9/17 (木)	講話 「教育関係法規」 「保健教育」 「児童生徒理解とカウンセリングマインド」 演習 「児童生徒理解～カウンセリングの基礎～」	義務教育課職員 総合教育センター職員 ----- 会場：総合教育センター
第10日	10/20 (火)	研究協議 「課題研究中間報告の検討」 講話 「特別支援教育の理解」 演習・研究協議 「学校組織マネジメント2 ～学校保健計画・保健室経営計画～」	小・中学校教員 総合教育センター職員 ----- 会場：総合教育センター
第11日	10/29 (木)	授業参観・研究協議 「保健教育における養護教諭の役割」 保健室参観 「保健室経営の実務」 講話・研究協議 「保健組織活動の実際」	小・中学校教員 学校安全課職員 総合教育センター職員 ----- 会場：小・中学校
第12日	11/26 (木)	講話・研究協議 「いじめ・不登校等の理解と対応」 講話 「情報モラル」 「児童生徒の注意すべき疾病異常の管理と指導 －整形外科－」	医療関係者 総合教育センター職員 ----- 会場：総合教育センター
第13日	12/8 (火)	講話・研究協議 「危機管理5～養護教諭の執務に関わる危機管理～」 「児童・生徒保健委員会活動の指導と工夫」 研究協議 「疾病管理が必要な児童生徒の支援」	総合教育センター職員 ----- 会場：総合教育センター
第14日	1/26 (火)	発表・研究協議 「課題研究の成果発表」 説明 「2年目に向けて」	小・中学校教員 総合教育センター職員 ----- 会場：総合教育センター

付記事項

- ・第5日の期日及び会場については、各教育事務所から追って通知されます。
- ・第11日の会場については、追って連絡します。
- ・免除者対象の研修は、第1日と第5日です。

イ 高等学校、特別支援学校

区分	期日	研修内容	講師・助言者等/会場
第1日	4/3 (金)	講話 「教職員への期待」 「教職員の服務」 「児童・生徒指導の在り方」 「人権教育の実践」 説明 「栃木県教育振興基本計画 2020 -教育ビジョンとちぎ-」 「新規採用養護教諭研修について」	県教委教育次長 総務課職員 学校安全課職員 義務教育課職員 総合教育センター職員 ----- 会場：栃木県教育会館
第2日	4/23 (木)	講話 「学校保健行政と養護教諭」 「危機管理1～感染症の予防と対応～」 「健康診断と学校における疾病管理」 「学校組織マネジメント1～保健室経営～」 説明 「課題研究の進め方」	学校安全課職員 総合教育センター職員 ----- 会場：総合教育センター
第3日	5/15 (金)	講話 「健康観察及び健康相談、保健指導について」 「性に関する指導及び薬物乱用防止教育について」 講話・実習・研究協議 「危機管理2～救急処置～」	学校安全課職員 消防署職員 総合教育センター職員 ----- 会場：総合教育センター
第4日	6/4 (木)	研究協議 「課題研究計画の検討」 講話 「学校環境衛生活動の進め方」 「危機管理3～学校における安全教育の充実～」	小・中学校教員 学校安全課職員 総合教育センター職員 ----- 会場：総合教育センター
第5日	6/29 (月)	講話 「養護教諭に期待すること」 講話・研究協議 「児童・生徒指導における養護教諭の役割」 「保健室経営の実際」	県立学校教員 総合教育センター職員 ----- 会場：総合教育センター
第6日	7/9 (木)	講話 「防災教育の理解」 「児童生徒の注意すべき疾病異常の管理と指導 -歯科-」 研究協議 「学校における安全管理」 「歯科保健の管理と指導の工夫」	医療関係者 関係団体職員 総合教育センター職員 ----- 会場：総合教育センター
第7日	8/17 (月)	講話 「児童虐待について」 「日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について」 研究協議 「定期健康診断の実践」 「私の保健室経営」	児童相談所職員 日本スポーツ振興センター職員 総合教育センター職員 ----- 会場：総合教育センター

区分	期日	研 修 内 容	講師・助言者等／会場
第8日	8/24 (月)	講話 「業務を効率的に行うために～働き方改革を踏まえて～」 講話・研究協議 「危機管理」 演習・研究協議 「危機管理4～学校における救急処置と養護教諭～」	総合教育センター職員 会場：総合教育センター
第9日	9/17 (木)	講話 「教育関係法規」 「保健教育」 「児童生徒理解とカウンセリングマインド」 演習 「児童生徒理解～カウンセリングの基礎～」	義務教育課職員 総合教育センター職員 会場：総合教育センター
第10日	10/20 (火)	研究協議 「課題研究中間報告の検討」 講話 「特別支援教育の理解」 演習・研究協議 「学校組織マネジメント2 ～学校保健計画・保健室経営計画～」	小・中学校教員 総合教育センター職員 会場：総合教育センター
第11日	10/29 (木)	授業参観・研究協議 「保健教育における養護教諭の役割」 保健室参観 「保健室経営の実務」 講話・研究協議 「保健組織活動の実際」	小・中学校教員 学校安全課職員 総合教育センター職員 会場：小・中学校
第12日	11/26 (木)	講話・研究協議 「いじめ・不登校等の理解と対応」 講話 「情報モラル」 「児童生徒の注意すべき疾病異常の管理と指導 －整形外科－」	医療関係者 総合教育センター職員 会場：総合教育センター
第13日	12/8 (火)	講話・研究協議 「危機管理5～養護教諭の執務に関わる危機管理～」 「児童・生徒保健委員会活動の指導と工夫」 研究協議 「疾病管理が必要な児童生徒の支援」	総合教育センター職員 会場：総合教育センター
第14日	1/26 (火)	発表・研究協議 「課題研究の成果発表」 説明 「2年目に向けて」	小・中学校教員 総合教育センター職員 会場：総合教育センター

付記事項

- ・第11日の会場については、追って連絡します。
- ・免除者対象の研修は、第1日です。

6 校内研修

(1) 趣 旨

新規採用養護教諭が、各勤務校の実情と特色を理解し、児童生徒の実態を踏まえた教育活動を円滑に実施するために、学校における研修は極めて重要な意味をもっている。校長は、総合教育センター等における研修の内容等を考慮し、各学校に応じた年間指導計画を作成し、指導者（非常勤養護助教諭等）の指導及び助言のもと、組織的に実施するものとする。

(2) 校内研修の日数・実施時期

ア 日 数 15日

イ 実施時期 令和2（2020）年4月から12月まで

(3) 研修内容等

校内研修として予想される研修内容は次のような研修内容が考えられるが、選択する内容については、各校の実情に応じて内容を精選し、実施するものとする。

	研 修 内 容 の 例	
基礎的素養	<ul style="list-style-type: none"> * 学校教育目標と学校保健 * 学校の組織と運営 * 教育公務員としての服務 * 公文書の取扱いと処理の仕方 	<ul style="list-style-type: none"> * 児童・生徒指導とその関わり * 人権教育 * 特別支援教育
保健管理	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 保健関係諸帳簿の管理 ◎ 救急体制の整備 ◎ 健康診断の実施計画の作成 ◎ 健康診断の事前準備 ◎ 児童生徒の健康観察 ◇ 健康診断の事後措置 ◇ プール管理と水泳時の保健管理 	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 救急処置の実際と事後措置 ◇ 感染症、食中毒の予防と発生時の対応 ◇ 環境衛生活動の実際 ◇ 学校歯科保健活動の実際
保健教育	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 保健教育計画の作成と実施 ◎ 個別指導の実際と評価 * ティーム・ティーチングによる保健教育 	<ul style="list-style-type: none"> * 給食指導の実際 * 喫煙、飲酒、薬物乱用防止、性、エイズ教育等
保健室経営	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 保健室の機能についての理解 ◎ 保健室経営計画の実施と評価 	<ul style="list-style-type: none"> * 学級担任等との連携
健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 健康相談の進め方 ◎ 保健室登校児童生徒への対応 ◎ 要配慮児童生徒の把握と対応 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 保護者との連携の在り方 ◎ 外部機関との連携の仕方 ◎ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師との連携
保健組織活動	<ul style="list-style-type: none"> * 職員及びPTA保健委員会 ◎ 児童・生徒保健委員会の指導と工夫 	<ul style="list-style-type: none"> * 保健主事と養護教諭の役割及び協力体制 * 学校保健委員会の意義

◎指導者（非常勤養護助教諭等）による指導がふさわしい内容

*校内組織で対応できる内容

◇学校医、学校歯科医、学校薬剤師による指導がふさわしい内容

(4) 新規採用養護教諭研修年間指導計画書・報告書記入上の留意点

- ア 校長が作成する。
- イ 指導教員等職氏名の記入
 - ① 指導教員等が多い場合は、指導時間が多い順に5名を記入する。
 - ② 非常勤養護助教諭の場合は、職名には指導者と記入する。
 - ③ 指導教員のうち、現職の養護教諭は○印、非常勤養護助教諭は◎印を氏名の前に記入する。
 - ④ 備考欄には校務分掌上の主な係名を記入する。非常勤養護助教諭の場合は空欄とする。
(記入例：教務主任、保健主事、給食主任、学習指導主任等)
- ウ 研修内容
 - ① 報告書には、実際に行った期日と主な研修内容について記入する。
 - ② 当初計画した研修内容と異なる指導をした場合には、実施内容を記入し、研修内容の最後に「変更」と記入する。
 - ③ 校内研修の日数は15日とする。
- エ 研修の成果と今後の課題の記入
研修終了後、研修を実施した結果、成果と認められた事項、また、今後の課題と考えられる事項について、年間指導報告書に記入する。
- オ 年間指導報告書提出時の留意点
校長名の職印は、最終確認の意味で押印する。

(5) 年間指導計画書・年間指導報告書の様式

A4判、縦長、横書きとして、次の様式に従い作成する。

令和2（2020）年度 新規採用養護教諭研修
年間指導計画書（報告書）

○○○立○○○○学校
校長 ○○ ○○ 印

1 新規採用養護教諭氏名 ○○ ○○

2 指導教員等職氏名

職 名	氏 名	備 考

3 年間指導計画

月 日	総合教育センター等における研修の内容	月 日	指導教員等を中心とする校内研修の内容	指導教員職 名
研修日を記入	総合教育センター等における研修の主な項目を記載する。	研修日を記入	校内における研修の主な項目を記載する。（15日）	

4 研修の成果と今後の課題（報告書のみ）

※様式は、総合教育センターWebサイトからダウンロードできる。

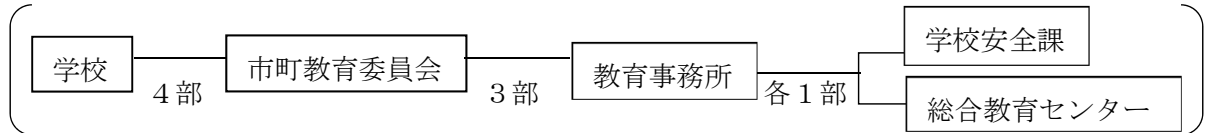
(6) 年間指導計画書・年間指導報告書の提出について

校長は、当該学校における年間指導計画書及び年間指導報告書を次のとおり提出する。

【小・中学校及び義務教育学校】

ア 提出先及び提出部数

市町教育委員会教育長宛て … 4部



イ 提出期限

年間指導計画書 … 別途通知する期日（5月）までに市町教育委員会に提出する。

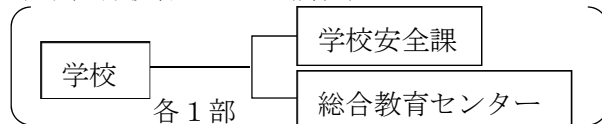
年間指導報告書 … 別途通知する期日（翌年3月）までに市町教育委員会に提出する。

【高等学校、特別支援学校】

ア 提出先及び提出部数

栃木県教育委員会事務局学校安全課長宛て … 1部

栃木県総合教育センター所長宛て … 1部



イ 提出期限

年間指導計画書 … 別途通知する期日（5月）までに提出する。

年間指導報告書 … 別途通知する期日（翌年3月）までに提出する。

(7) 新規採用養護教諭研修の運営について

ア 指導者（非常勤養護助教諭等）の勤務等に関すること

- ① 任用期間は、4月1日から翌年3月31日以内の期間とする。
- ② 指導者（非常勤養護助教諭等）を中心とする校内研修日数は、新規採用養護教諭1人につき年間15日とする。
- ③ 指導者（非常勤養護助教諭等）による指導時間は、年間60時間（1日4時間×15日）を確保する。

イ 校内協力体制の確立に関すること

- ① 新規採用養護教諭に関して、全職員が共通理解を図ること
 - a 全職員が新規採用養護教諭研修の趣旨や具体的な研修の進め方について話し合う機会を設け、教職員一人一人が自分の果たす役割を理解し、研修への積極的な参加意欲を高める。
 - b 年間指導計画は校長が作成し、全教職員の共通理解を図る。
 - c 研修の進行状況を適宜報告し合い、これからの課題、各教職員の果たす役割などについて理解を図る。
 - d 新規採用養護教諭は、学校保健活動に関する実務や研修等に時間を要することが予想されるため、校務運営に当たって十分に配慮する。
- ② 研修時間の確保を図ること
 - a 新規採用養護教諭研修に伴い、配置された教職員を有効に生かして、新規採用養護教諭の校務分掌等の軽減を図り、研修時間の確保を図る。
 - b 指導者（非常勤養護助教諭等）による研修は、校内における全教職員を対象とした現職教育と関連を図りながら実施することが望ましいが、この現職教育の研修は、新規採用養護教諭研修に含めない。
- ③ 指導者（非常勤養護助教諭等）を中心とする指導及び助言の協力体制を確立すること
 - a 校長及び教頭のリーダーシップのもとに、研修の推進体制を組織し、校務分掌に位置づけ、円滑な運営を図る。
 - b 指導者（非常勤養護助教諭等）が、年間指導計画に従って、新規採用養護教諭に対して指導及び助言ができるよう、また新規採用養護教諭の職務内容に関する種々の相談に応じられるよう工夫する。

- c 指導者（非常勤養護助教諭等）以外の教職員が、年間指導計画に従い、指導者（非常勤養護助教諭等）の職務を補充して、新規採用養護教諭の指導及び助言に当たれるよう工夫する。
- d 指導者（非常勤養護助教諭等）は、指導に関わる教職員等との連絡調整を綿密に行い、年間を通して系統的、組織的な研修を行うよう工夫する。
- e 指導者（非常勤養護助教諭等）の勤務日は、新規採用養護教諭の研修日や学校行事等を十分考慮して決めるようにする。

④ 新規採用養護教諭に対する児童生徒や保護者等の信頼を確立すること

- a 児童生徒や保護者に対しては、新規採用養護教諭研修制度について機会あるごとに説明し、十分な理解が得られるよう積極的に啓発する。
- b 新規採用養護教諭に対する研修は、全教職員の協力を得ながら進めていることの理解を深める。

ウ 指導者（非常勤養護助教諭等）に関すること

- ① 新規採用養護教諭に対して、効果的に指導・助言ができるよう指導者（非常勤養護助教諭等）の職務を明確にする。
- ② 学校保健活動に関する直接の職務内容だけでなく、養護教諭としての人間的な成長を促すようにするとともに、常に温かい心で新規採用養護教諭と接し、よき相談相手となるよう配慮する。
- ③ 指導に当たっては、新規採用養護教諭の個性や経験の状況などに応じて、指導方法や形態を工夫して、新規採用養護教諭が主体的、自己啓発的に研修できるよう配慮する。
- ④ 校内研修の実施状況をできるだけ詳細に記録し、指導に役立てられるよう配慮する。
- ⑤ 指導者（非常勤養護助教諭等）以外の教職員等による研修では、研修の一貫性を図るため新規採用養護教諭とともに指導者（非常勤養護助教諭等）が同席することが望ましい。

エ 新規採用養護教諭に関すること

- ① 学校の生活に慣れないことなどによる心身の疲労が予想されるので、状況を十分見極め、著しく負担加重にならないよう十分配慮する。
- ② 新規採用養護教諭に対しては、研修の意義を理解させるとともに全教職員の協力に応じて、研修を最後まで全うする心構えを育てる。
- ③ 新規採用養護教諭には、研修についての記録をとらせ、その後の研修に役立てるよう努力させる。